

2020年度 事業報告書

(2020年4月1日から2021年3月31日)



特定非営利活動法人 名古屋難民支援室

第1 事業実施の背景

2020年の全国の一次手続きでの難民申請者数は、3,936人で、前年比62%減であり、2013年以降初めて4,000人を下回った。新型コロナウイルス感染症対策で入国が制限されたことにより、新規入国者数が激減したため、難民申請者数も大幅に減ったと考えられる。一次手続きと審査請求手続きの難民認定者の合計数は、47人で前年比3人増であったが、そのうち審査請求手続きでの認定は前年に引き続き1人であり、審査請求手続きが機能不全に陥っていると言わざるを得ない。そのような中、「難民等の保護に関する法律案（第204回参第20号）」が議員立法として提出された。本法案について、国は長期収容の「解決策」として説明しているが、2020年3月6日に名古屋出入国在留管理局の収容施設で死亡したスリランカ出身の女性の例にみられる通り、出入国在留管理局内はブラックボックス化している。本法案は具体的に難民申請中であっても強制送還が可能になること、「送還忌避」は刑事罰の対象となり得ること、「監理人制度」による監視体制の強化、在留特別許可の付与が限定されるなど、難民保護の観点から重大な問題が多数あり、難民として認定されるべき人が認定されていない中で、難民への管理体制が強化されるだけでなく、出入国管理局の権限が今まで以上に大きくなる内容であることに当法人としても強い危機感を抱いている¹。

名古屋出入国在留管理局は、関東地域を管轄する東京出入国在留管理局の次に申請者が多い。名古屋出入国在留管理局の管轄区域では、全国の難民申請者数の20%から30%を占める、5千人～7千500人の難民申請者が生活していると推計される。

当法人は、自国を離れざるを得ない状況に置かれ、逃れた先の日本でも過酷な状況を強いられている東海地域の難民・難民申請者が法的に保護され、安定して自立した生活を送る為の環境づくりの向上と、日本社会における基本的人権の尊重、外国人との共生の増進に寄与することを目的とし、難民支援活動を行った。

¹ 本法案は、2021年4月から本報告書作成までの期間に、多くの市民の反対により、成立が見送られた。

第2 事業の実施に関する事項（当法人は、特定非営利活動に係る事業のみ実施）

1 難民、難民申請者への支援事業

(1) 事業内容

2020年度は、難民や難民申請者に対して、川口法律事務所会議室や協力団体、難民や難民申請者が暮らすコミュニティにおいて相談に乗り、彼らが主体的に生きることができるよう支援（ケースワーク）を行った。相談者数は、新規で59人、継続相談件数は、1,500件以上であった。相談は、直接の面談による相談に加え、電話やメールで相談に応じた。また、難民申請者の中には、日本の電話番号を持っていないが母国で使用していたスマートフォンを利用してインターネットアクセスがある場所であれば連絡を取れる場合が多いためWhatsAppやViber、imoやLINEといった複数のインターネット電話アプリケーションのチャンネルを用意して相談に乗った。新規相談者の国籍は22カ国に亘り、国籍別の上位の国は順に、ウガンダ及びミャンマーが各8人、イラン及びスリランカが各5人、トルコ及びパキスタンが各4人、アフガニスタン、シリア、バングラデシュ、ペルーがそれぞれ2人であった。相談者らが、当法人を知ったきっかけは、以前の相談者からの紹介、難民・難民申請者本人やその支援者によるインターネット検索の他、中部地域や関東・関西・九州の他の団体からの紹介等があった。ミャンマーでは、軍がクーデターを起こし、民主化を求める市民が弾圧されており、アフガニスタンでは、米軍撤退によりタリバンが攻勢を強めることが危惧されている等、世界の情勢が益々悪化する中で、罪のない市民が犠牲となり、難民にならざるを得ない人が今後も増えることが危惧される。

法律面の支援では、支援の質の向上を図るため、月に1回のペースで専門家を交えた事案検討会議を開催し、追加で聴き取りが必要な事項、難民の出身国の情勢やそれを踏まえた迫害の危険性、追加で必要な証拠書類を整理し、フォローアップのケースワークを行うことにより、当法人に相談があり支援をした2人が難民として認定された。

生活面の支援では、相談内容として、食（例：食べるものがない）、医療（例：体調が悪いが、健康保険に入れず、医療費が心配）、住居（例：住むところがない／光熱水費の支払いができず、ライフラインを切られそうだ）、職（例：就職先が見つからない／仕事を減らされた）、行政等の手続（例：市役所から書類が来たが、何が書いてあるのか分からない）、生活費（例：貯金が底をついたが、就労資格がなく頼れる人もいないため困窮している）、教育（例：日本語を学びたい）等、多岐に亘った。相談内容に応じて何度も面談を重ね、内部でも調査や、検討を行い、外部に協力を仰ぎながらケースワークを行った。ケースワークの方法として、すべて与える支援ではなく、当事者に寄り添いつつも難民の方一人ひとりが持つ力を引き出しながら生活支援をすることを心がけた。

2020年度は、新型コロナウイルスの影響により、「密」対策として名古屋出入国管理局に収容されていた難民申請者が、就労許可や健康保険などの保障が皆無の状態

仮放免されたり、就労資格がある難民や難民申請者が、コロナ禍において解雇されたり仕事を減らされたりして、困窮する様子が目立った。名古屋出入国在留管理局では、在留資格の更新及び延長手続きの延期や仮放免の出頭期間の延期等、いくつかの特例措置をとり、また、総務省による特別定額給付金をはじめとし、今般の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、様々な支援策がとられているが、難民や難民申請者にはそういった情報が届いていない事例が散見されたため、個々の状況に応じて、支援の対象となり得る難民や難民申請者に対し、適切に情報提供を行い、煩雑な手続きを寄り添いながら支援した。また、食料支援について、連携先を増やし、地域の多様な団体の協力を得ながら、緊急支援を行った。

(2) 実施日時

2020年4月1日～2020年3月31日の主に平日10時～18時

(3) 実施場所

当法人や他団体の事務所、難民等の緊急宿泊施設、病院、役所、名古屋出入国在留管理局、難民や難民申請者が暮らす地域のコミュニティ等

(4) 従事者

主に当法人スタッフ4人、ボランティア15人、当法人役員

(5) 対象者

新規相談59人、継続案件の電話でのケースワークを含めた支援1,500件以上

(6) 費用

4,152,723円（緊急支援費、通信運搬費、賃借料、旅費交通費、諸謝金、業務委託費、印刷製本費、消耗品費、会議費、租税公課、修繕費、支払手数料）

2 難民問題についての理解を促進する事業

(1) 事業内容

日本に逃れてきた難民・難民申請者らは、日本社会で暮らしているため、世間一般からの理解・協力が不可欠である。このため、難民の理解促進活動に取り組んだ。

2020年度は、新型コロナウイルスによる感染拡大を防止する観点から、オンラインの活用も行いながら、工夫して本事業を行った。

直接的に難民をテーマとした催しとしては、出身国情報調査講座や難民支援実践講座を開催した。間接的な切り口から難民への理解を促進する催しとしては、難民の出身国の料理を教わる料理動画を作成し、ネット上で公開した。

(2) 開催日時、実施場所等

(あ) 難民の出身国シリアの料理動画の作成と公開

- ・日時：2020年2月～同年12月
- ・場所：名古屋市内 撮影スタジオなど
- ・従事者：当法人（主催）

(い) 講座「出身国情報調査」

- ・日時：2020年8月21日（金）18時～19時半
- ・場所：オンライン
- ・従事者：当法人（主催）
- ・参加者：15人

(う) 講座「オンライン難民支援実践講座（全2回）」

- ・日時：2020年11月21日（土）及び同年月29日（日）、いずれも15時～17時
- ・場所：オンライン
- ・従事者：当法人（主催）
- ・参加者：15人

(え) 教育機関での講義等

日程、場所及び内容：依頼に応じて以下の通り実施

- ・2020年6月26日、中京大学（法実践講義Ⅱ-1）出張授業「日本の難民問題」
- ・2020年7月15日、中京大学（平和論）、出張授業「日本の難民問題」
- ・2021年1月8日、光が丘女子高校、出張講義「通訳や翻訳を通じた難民支援 語学を活かした働き方」
- ・2021年2月19日、セントラルジャパン日本語学校、講義「日本の難民問題と日本語教育の必要性」

(お) ボランティアの活躍

- ・日時：期間中適宜
- ・内容：翻訳、調査等のボランティア
- ・場所：川口法律事務所、在宅

(3) 従事者

主に当法人スタッフ4人、ボランティア10人、当法人役員

(4) 費用

1,504,201円（印刷製本費、諸謝金、業務委託費、旅費交通費、賃借料、通信運搬費、消耗品費、新聞図書費、会議費、支払手数料）

3 区域内の支援者とのネットワーク構築および人材育成事業

(1) 事業内容

他地域の団体との連携に関しては、難民支援団体のネットワーク団体である「なんみんフォーラム(FRJ)」の加盟団体として、難民申請者に対する公的支援である外務省の「保護費」について外務省等と意見交換会を行った他、「収容代替措置(ATD)」の会議や、法務省・日弁連とFRJの「三者協議会」にもメンバーとして参加した。

(2) 実施日時

期間中継続的に実施

(3) 実施場所

日本全国、主に名古屋地域

(4) 従事者

主に当法人スタッフ 4 人

(5) 費用

62,277 円（旅費交通費、印刷製本費、諸会費、賃借料、会議費、支払手数料）

第 3 会議の開催に関する事項

1 通常総会

(1) 開催日時及び場所

2020 年 6 月 26 日 18 時～18 時 35 分 川口法律事務所

(2) 議題

第 1 号議案 2019 年度事業報告承認の件

第 2 号議案 2019 年度決算報告承認の件

第 3 号議案 役員改選の件

2 理事会

(1) 開催日時及び場所

第 1 回：2020 年 6 月 26 日 18 時 35 分～19 時

第 2 回： 同年 7 月 17 日 18 時～19 時

第 3 回： 同年 8 月 28 日 18 時～19 時

第 4 回： 同年 9 月 25 日 18 時～19 時

第 5 回： 同年 10 月 23 日 18 時～19 時

第 6 回： 同年 11 月 27 日 18 時～19 時

第 7 回： 同年 12 月 25 日 18 時～19 時

第 8 回：2021 年 1 月 22 日 18 時～19 時

第 9 回： 同年 2 月 26 日 18 時～19 時

第 10 回： 同年 3 月 19 日 18 時～19 時

場所：いずれも川口法律事務所

(2) 議題

事業内容の進捗報告及び議論、事業計画及び予算の変更、事務局の組織及び運営等

[了]